

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課・徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

初山別村は、地方税賦課・徴収に関する事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいること宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道初山別村長

公表日

平成27年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課・徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方公共団体は、地方税法の定めるところにより地方税を賦課することができ、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、当該地方公共団体の条例によることとされている。</p> <p>初山別村税条例に基づく税の賦課徴収の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①村民税(個人・法人)の賦課徴収及び調査に関する事務 ②固定資産税の賦課徴収及び調査に関する事務 ③軽自動車税の賦課徴収及び調査に関する事務 ④国民健康保険税の賦課徴収及び調査に関する事務</p>
③システムの名称	住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、法人住民税システム、収滞納管理システム、共通業務システム、申告支援システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、法人住民税情報ファイル、収滞納管理情報ファイル、宛名情報ファイル、申告等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一(16の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、第22条(特定情報の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条、第60条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>27の項</p> <p>(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条、第60条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	初山別村総務課税務係
②所属長	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	初山別村(総務課) 苫前郡初山別村字初山別96番地1 0164-67-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	初山別村(総務課) 苫前郡初山別村字初山別96番地1 0164-67-2211

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

